

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成28年2月15日
開会時刻	午後1時00分
閉会時刻	午後3時29分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 上村和生 楠木宏彦
	福井輝夫 辻 孝記
	中山裕司（議長）
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 楠木宏彦
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 議会基本条例骨子案について
	2 追加検討項目（A及びC）について
	3 次回の会議について
説明者	

開会 午後 1 時00分

◎工村一三委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目として、「議会基本条例骨子案について」ということで、骨子案の「12定例会の回数及び会期」「15政務活動」について御協議いただき、また、時間がございましたら「20議会事務局」「21議会図書室」についても御協議をお願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、「③請願に対する本会議場質疑の実施」「④議会ごとの質問者、質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表」について御協議願いたいと思います。

最後に、3番目の「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び開催日程について御協議をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において、上村委員、楠木委員の御兩名を指名いたします。

【1 議会基本条例骨子案について】

◎工村一三委員長

それでは初めに、事項書1の「議会基本条例骨子案について」を議題といたします。

まず、「12定例会の回数及び会期」について御協議願います。

資料にも書かせていただいておりますが、前の議会改革特別委員会での決定・確認事項といたしましては、定例会の回数については現行を継続する、それから、②として、定例会ごとの会期については、その時々状況に応じて弾力的に運営するということが確認されております。

通年制等についての御意見も出されましたが、現行の年4回で十分に議論ができること、また、必要があれば臨時会を開くことができること、また、通年制にするとかえって緊張感がなくなるのではないかと考えられることから、現行を継続することとされたものでございます。確認事項です。

骨子案は、この確認事項をもとに作成しておりますので、通年制を採用するとなった場合は骨子案の見直しが必要になると考えます。議会の通年制につきましては、本特別委員会の具体的検討項目に挙げてありますので今後検討することとなりますが、まずは条例の骨子案を早くまとめていく必要もでございます。

そこで、現時点では骨子案の検討を優先して進め、その後の議論により通年制を採用するとなった場合には、その際、改めて骨子案を見直すという取扱いでもよいかと考えております。

特に、通年制について御意見がございます方は発言を願いたいと思います。通年制につきまして何か御意見ございましたら。

辻委員。

○辻 孝記委員

通年制、いろいろと今までの特別委員会でも議論されていて、今、通常のですね、現在の4回でもいいんじゃないかということで、一応骨子案的にもこう考えられてきたというふうには理解をしているんですが、最近いろいろと議会基本条例がつくられていく過程で各議会がこういう対応をしてきている中で考えますと、この通年制、先ほど委員長からも報告がありましたけれども、惰性になってきておるところもあるとかいう話がありましたけれども、それは考え方の問題だと思いますので、そういうことじゃなくて、通年制も含めた、これからやっていくことも僕は大事だと思っていまして、招集権であったりとかその辺のところは違ってきますので、やっぱり当局、市長部局がですね、市長が招集する現状ではできないということで、通年制にすればいつでも議長の招集で開会できるということがありますので、必要ではないかなというふうに思っております。あと、皆さんの御意

見を聞きたいと思いますけれども。

◎工村一三委員長

そうしますと、辻委員は、今、通年制の話を出して、骨子案をいろえという考えでおるということですか。

○辻 孝記委員

もし皆さんの考えがそうであれば、そういった同意はしたいと思っています。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、取り上げるということにつきまして。

上村委員。

○上村和生委員

先ほど委員長も言われたように、そののところはある程度方向づけができとって、通年制にせんと、そのままのほうでいきたいと思いますというようなことが今まで決まっったということなんでしょうか。その辺少しお聞かせください。

◎工村一三委員長

確認事項としましては、現状はとりあえず骨子案の検討を優先的に進めるということで、現状でいきたいという考え方を持っておりますが、特に、どうしても通年制をこの際ということでしたら、また骨子案が変わってきますので、その辺また会派へ持って帰ってもらわないかんようなことになると思いますので。

上村委員。

○上村和生委員

ある程度、今まで方向づけがされとるんであれば、そのままでもいいんじゃないでしょうか。

◎工村一三委員長

方向づけじゃなしに、骨子案はこれでいくということであると。

上村委員。

○上村和生委員

そういうことで、ある程度論議が進められとるということであれば、そこでもう確認をしてもいいんじゃないかなと私は思います。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時07分

再開 午後 1 時08分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

一応、現状を維持して進めていくということで確認をされているということで、それで今、辻委員がおっしゃった問題ですね、例えば招集権が違うというようなことだとか、ほかにも幾つか問題があると思うんですけども、そういったことについての議論はおそらくまた今後も出てくるでしょうし、必要だとは思いますが、先ほど委員長おっしゃった

ように、まずは骨子案としては現状を維持していくということで決めていったらどうなん
でしょうか。

それ以降に、何かそういった議論が出ましたら、その時点でまた再度議論していくとい
うことでいいんじゃないかなと思います。なかなかこれ難しいと、そんなに簡単に結論出
るのかなというような気がしますのでね。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

やはり、この骨子案を一つの形になるものを早めにつくったほうが私はいいと思うし、
今、楠木委員がおっしゃったように、これをさらに推し進めてとなってくるとかなり時間
を要すると思いますし、通年制についてですね、それをやろうと思うとまたかなり勉強も
せないかんと思うし。

そのメリットはいつでも開けるといふ部分なんですけども、今現状の4回やっておる中
でそう大きな問題も、弊害があるんだとか、いかんぞというほどのこともないと思うので、
やはり骨子案としては今までどおりの部分でいいのではないかと私も思います。

○工村一三委員

副委員長。

○野崎隆太副委員長

僕も、後ほどというのは少し語弊があるんですけども、あまり骨子案自体が、議論を
進めるあまり骨抜きと言うかスカスカになってもしかたがないということも前回言わせて
もらったと思いますので、すべての議論を後回しにしたらいいとは思わないんですけど
も、ただ、この通年制に関して言えば、おそらく今議論をしても、今任期中というか我々

の任期中にはちょっと難しいかなというのがありますので、もし骨子案を先に提出しようという意見が強いのであれば、今任期中に、できればこの4年間か、この我々の任期中に結論を出して、骨子案を出した後での条例改正もしくは提出するときの改正も視野に入れて、なるべく早期に結論を出すというような形でとめておいて、この任期中に結論というような形でとめ直しただけしておいて、後に回すということも可能かなと。実際、この2年の間に通年制がスタートするとはちょっと思えないので、そういう形でお考えいただくのも僕はありかなと思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございました。

皆さんの御意見をお聞きしまして、今回の骨子案につきましては、現時点では現状の内容でいくと。通年制は後ほどまた具体的検討項目の中で、早急に取り扱わないといけない内容だと思いますので、検討するという事で御了承いただいでよろしいでしょうか。

辻委員。

○辻 孝記委員

皆さんの御意見はそういう御意見なので、私もいいと思っております。

ただ、次期、要するに我々の任期が終わった後、また改選されて新しい任期になったときに、そのところで、この議会改革特別委員会がそのまま継続されていくということにしていかないと、こういったことも議論できないというふうになると思いますので、場所だけは必ず残していくという方向性だけは、この特別委員会でも発言していくべきだなというふうには思っておりますので、その点だけよろしくお願いします。

はい、わかりました。

◎工村一三委員長

それでは、通年制の検討は骨子案の検討を一通り終えた後に行うということで、よろし

くお願いしたいと思います。

その他の点につきまして、骨子案の修正、意見がございましたらお願いいたします。

この資料1のところに骨子案の「12定例会の回数及び会期」という部分がございます。

1、2とあります。「1、定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとします。」、2として、「定例会の招集回数は、別に条例で定めます。」と、その下に、条例の招集回数、それから定例会の招集に関する規則ということで列記してございますのでこの辺を見ていただく、また次のページ以降、他市の状況も添付してありますので、これを御参考にしまして、この案の修正など意見がございましたらお願いしたいと思います。

この下を書いてございますように、実際に条例として出す場合には、言葉尻でございませぬけど、「します」を「する」、「定めます」を「定める」というふうな、条例にした場合は文章になりますので、その点は御認識をお願いしたいというふうに思います。

どうでしょうか、この骨子案の文について何か御意見ございますでしょうか。

上村委員。

○上村和生委員

このとおりでいいんじゃないかと思います。

◎工村一三委員長

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

全員、この文章で了解ということですので、骨子案のとおりをお願いしたいと思います。

それでは、「12定例会の回数及び会期」につきましては、このとおりで、本日で終わりたいと思います。

次に、「15政務活動費」についての御協議を願います。

骨子案では、1で、「議員及び会派は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない」として、政務活動のあり方が示されております。

骨子案の2では、「議会は、議員及び会派により行われた調査研究の成果を共有するよう努めます。」とされております。これは、これまでの確認事項の「会派視察について、議会内での情報共有を図るため、申出書及び報告書の写しを各会派に配付する」ということを骨子案に反映させたものでございます。この部分、また、具体的検討項目の「政務活動費（視察研修報告書提出のルール）の見直し」にも関連するものでございます。視察報告書は視察後10日以内に提供するとしたルールが守られていないため、2週間以内に提出と変更して提出を徹底してはどうか、また、守られない場合、罰則を設けてはどうかという提案もでございます。この提案につきましてもあわせて御検討をお願いしたいと思います。

骨子案3では、「政務活動費に関しては、別の条例で定めます。」とされております。資料2のほうに、その条例を抜粋しておきました。政務活動費につきましては、追加検討項目の「政務活動費の用途制限見直し」とも関連するものでございます。この点につきましては、後ほど、提案された副委員長から趣旨の説明をいただきたいと思っております。

以上の3点を中心に御協議をお願いしたいと思います。

それではまず、「政務活動費（視察研修報告書の提出のルール）の見直し」について御協議を願いたいと思っております。

視察報告書の提出を2週間以内に提出と変更すること、また、守らない場合の罰則を設けることについてでございます。

視察報告書の提出につきましては、まず、2週間以内に提出すると見直すか、あるいは現行どおり10日以内に提出すること、とすることについて、この件につきまして御協議を願いたいと思っております。

視察報告書の提出について、現行どおり10日で行くのか、あるいは2週間以内、10日ですとちょっと短いので2週間以内にするという意見が今まで出ておりましたので、その点について御協議をまずお願いしたいと思います。

事務局、今まで10日以内ということで報告書の提出をお願いしておったんですけど、状況としてはどうでしょうか。

事務局。

●山口調査係長

報告書の提出状況でございますが、概ねこの10日以内というものを守っていただいて提出いただいておりますが、若干これを超えてしまうケースもあるのはあるということでございます。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。その辺、今まで10日ということですけど、2週間という今まで議会改革特別委員会での話もございましたんですけど。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

これ、もともと確か提案者の方から御説明があったのは、吉岡前委員ですけれども、提案者から説明があったのは、休みを挟んだりすると、どうしてもその10日というときに実質5日ぐらいしかないような話があったりだとか、あとは、10日というと締切日が土日に重なることも多くて、議会事務局に10日以内の提出という形で、いろんな形で不都合が出てくるんじゃないかというような経緯が御説明としてはございました。であるから14日に見たらどうかと、正月とかになってしまいますと本当に全然日がないというような形になってしまいかねないので、それであれば2週間にしておいて逆にそれを守らせる形でどうかというような形で提案があったということだけ補足をさせていただきます。

◎工村一三委員長

今、副委員長から補足の説明がございましたけれども、その辺も含めて御意見ございましたら。まあ、どちらかに決めたいと思いますので。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

私は時々遅れがちなほうなんですけれども、研修あるいは視察という面に関しましては比較的その状況を説明して感想を書くというようなことが中心になると思うんですけれども、それはそんなに時間かからないんですけれども、講演を聞いたり、あるいはセミナーのようなものに参加したりしたときには復習しつつ、もう一度調べ直して整理して、自分の知識を整理しながら書くというようなことがありますので、どうしても時間がかかってしまうということがあるんですね。

今ちょっと考えてみたら、10日というと土日が1回挟まれるだけですよね。2週間になりますと2回挟むことになるので、それだけあれば何とか余裕ができるのかなというような感じするので、もちろん内容にもよるんですけども2週間あったら私はありがたいなと思うんですが。

◎工村一三委員長

辻委員、どうでしょうか。

○辻 孝記委員

私も、10日というと、自分もそうなんですけど、ぎりぎりに出してしまう可能性が多いのですが、なるべくならもう少し時間あったほうがいいのかと。それで、先ほど若干づれがある人もみえるということで考えると、今度は確実にということで14日以内ということにすれば、まあ、先ほど楠木委員からも話があったように土日が必ず2回あるということ

とになりますので、そういった部分では良いかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

私は、やっぱりこのままでいいと思うんです。結局、2週間になろうが20日になろうが一緒のことが起きるだけのことやと僕は思うんです。基本的には。それは、例えば、生身の体ですのもしものことがあれば、それはこうこうこうですという理由があるやろし、土日を挟んだ場合には月曜日になると、そこまでは咎めてないと思うんで、土日が例えば10日目になるのであれば次の月曜日と、銀行なんかでもたぶんそうだと思うんです。そのぐらいの部分でとどめておけばいい論議でないかなと私は思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど言われたように、実際その10日というところが、結局は土日であったりとかそうなる可能性があるということも含めてなので、可能性を考えるとやっぱり必要だろうというだけのことなので、延ばしたから必ずということを決めていったほうがいいのかというふうに思っております。

10日というのは、研修会もですね、例えば、1週間のうちにあってですね、もう一日二日離れてまた行くとなると、なかなか書いとる余裕がなくなってくるときもありますので、その辺のことを考えると2週間あればまあ、3週間続けて行く方は少ないと思いますので、その辺を考えたら2週間あればいいかなというふうに思うんですけどね。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

私は、本当は10日で十分だと思ってるんですが、やっぱりそういういろんな条件、状況が重なると出すのが大変な人もおるといのがまみえるということもあるということですのでね、本当はいろんなこと新しい知識を入れてすぐに書いたほうが漏れもないし、何日もたってから書くと大事なことを忘れてしまったりとかなると思うんで、本当は10日でもいいと思うのですが、いろんな状況を考えると2週間ということにして、それで必ず守っていただくというふうにしたほうがいいんじゃないかなということで、2週間のほうで賛成します。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

吉岡前委員のおっしゃっていた土日を挟むというのも理解ができないこともございせんし、あのときどの段階でそのスケジュールの話が出たのか、少し忘れてしまいましたけれども、どうしても休みが重なると10日の中で実際に提出できる日が少ないとか、もしくは何かの行事の加減で難しいというような日程があるときもあると思いますので、2週間とすることで僕は問題はないと思いますので、提案いただいたのであれば14日でもいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

皆さんの御意見をいただきまして、上村委員は10日ということですけど、2週間ということにさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、視察後2週間以内に視察報告書は提出していただくということで確認をお願いしたいと思います。

それから、少し罰則という話も出ておりましたんですけど、罰則につきましてはどうでしょうか。それ以上遅れた、まあどのような罰則があるかというところから入っていかないかと思いますが非常にあれなんですけども、議員さんですのでね、どうでしょうか。皆さん御意見を。

辻委員。

○辻 孝記委員

僕もそう思いますし、本来なら出されるんだと思いますが、出されない方がもしあれば、そういう方に対してどうするかということをやっぴり言わないといけないのかなと。例えば、14日過ぎて出てこないよというのであれば指導できる人がいるということと、出していない方がもしあればですけども、その方に対してどうするかということを議論していく。まあ、ないとは思いますが、それだけ確認しておかないかのかなというふうにちょっと思っています。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

現状、罰則をつくるかどうかという話なんですけど、一応、事務局に確認だけいただきたいんですけども、現状では、少なくとも今の時点ではこれ義務化されたものではなく

て、ある意味、要綱の中で提出自体は確か任意になっていたんではないかなと思うんですけども、一応その確認だけさせていただいてよろしいですか。

◎工村一三委員長

事務局。

●山口調査係長

副委員長仰せのとおり、以前の申し合わせ事項といいますか政務活動に関する確認事項ですね、そこで確認事項とされたものでございます。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

そうであるならと言うとあれなんですけれども、実際、現状は任意提出でございますので、逆に視察に行ったもんで皆さんに共有するために任意で提出をしている状況でございますので、もしこの罰則をつくるとなれば、ちゃんとした条例をつくるなり何なり、その根拠が要るかなと思います。そういう意味では、現時点では2週間に改正したもんで出してくださいということで一度通知を流すなり何かしら会派で共有をさせていただいて、それ以後の話かなと私は思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかの方。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

やはり罰則となると、具体的にどういった罰則があり得るのかというようなことになってきますし、罰金というのもどうかと思います。それに、例えば、これが出さなければ1カ月間視察禁止とかね、そういうふうなこととかいろいろ考えられるとは思いますが、そこまでやるのはどうかなと思いますし、やはりこれは内規的なものだと思うので、その会派の中でお互いに確認し合うとか、あるいは2週間ですから、あと一日二日で2週間になるというようなときに事務局のほうから何らかの注意を与えるとか、そういったことになるのかなと。

だから、罰というよりは注意喚起して、出してくださいよと、そういうような形がやはり一番好ましいのかなと思いますけど。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかの方。

上村委員。

○上村和生委員

楠木委員の言われたとおりでいいんじゃないかと思います。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

私も同じ意見です。

◎工村一三委員長

それでは、皆さんの御意見のとおり、議員として常識内の判断ということで、皆さんにお願いしたいというふうに思います。

この件につきましても、先ほどの視察後2週間以内に提出するということにつきましても、会派に帰りましてほかの議員さんにもお伝え願いたいと思います。

なお、報告書の提出については今後徹底していただくように、また御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。罰則はなしということでお願ひいたします。

それから、次に、「政務活動費の用途制限見直し」について御協議願いたいと思います。

副委員長から趣旨説明をよろしくお願ひしたいと思います。「政務活動費の用途制限見直し」につきまして、よろしくお願ひします。

それから、この条例の抜粋をつけてございますので、伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例というのをひとつ参考に見ながらよろしくお願ひします。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

少し僕のほうから御説明をさせていただきます。

これ、以前は政務調査費という名前で支給をされていたもので、そのときから議員をされとる皆さんがいらっしゃるなかで僕が御説明をするのもなかなか難しいところなんですけれども、前任期の秋に政務活動費という形で名前が変更されたわけでございます。そのときの議論の中で、この伊勢の市議会ではなく、もともとこの政務活動という形で名前を変更するに至った議論の中で、各議員の活動の範囲であるとか幅を広げるためにより多くの政務活動をしていただくということで、政策調査費、ただの調査ではなくて、さまざまな活動に対して用途を広げようというような形で上位法が改正されたことにより政務活動ということで変わったという経過が実際ございます。

しかしながら、伊勢の市議会で、この政務活動費を、調査費から活動費に変わりましたというような議論をされたときに、本来の法改正の趣旨をある意味では読み解いてないとか、理解をせず議論がされたところが少しあると私感じておりまして、具体的には、使用の、今回申し上げています用途の制限なんですけれども、伊勢の市議会はほぼ全てのもので、支給が会派、これは僕は問題ないと思うんですけども、使用が全て会派に限られ

ているのではないかと思っております。

しかしながら、本来のこの政務活動に要件を変えた時点で、例えば、ここにおけるそれぞれが議会改革特別委員会の報告をしようという形で、各議員が政務活動の中で市民に対して議会の報告会もしくは活動の報告会をするときの、それこそ茶菓子代まで支給ができることになっているにもかかわらず、伊勢の中では会派でしかできないという形でしぼっております。

これはもう、先ほども言いましたように本来の法改正の趣旨を理解していない、または鑑みてない状況でございますので、このままの状況では実際の法改正の意味がないと私は以前から思っておりますので、支給は当然、各個人にしてしまうといろいろな問題がございますので、会派を通して、会派の所属長が認める形で支出を行うところまでは問題がないと思うんですけれども、ただ、用途のその先が、例えば個人で研修に行くとき、それから個人で市民に対して報告会を行うとき、もしくは個人での調査活動などに対しても支給ができるように、正しい形で要件を変える必要があるのではないかなと思っております。

今回、この議会基本条例の骨子の中には、実はこの政務活動という欄で、2番に「議会は、議員及び会派により行われた調査研究の成果を共有するよう努めます。」というような形で一文載っておるんですけれども、今のままであれば、ここの「議員及び」の「議員」というのは本来外さなければならない、会派による調査研究しかございませんので、議員による調査研究なんていうのは今の状態では本来あり得ないので、もしこのままいくのであれば、この今の骨子自体を変える必要が実際ございます。

そうでないなら、私はどちらかと言えば今の規則のほうを変えるべきだと思っておりますけれども、議員及び会派により行われる調査研究もしくは活動、報告等という形で、それぞれ文言の前に「議員及び」というような形でつけてはどうかなというような提案でございます。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

骨子案の中には、この「議員及び会派」という形で書かれてございますが、条例のほうには「会派に対して」という言葉だけになっております。

ただし、交付対象としまして、第2条のところに「政務活動費は、伊勢市議会における会派（所属議員が1人の場合も含む。以下「会派」という。）に対して交付する。」というふうな言葉が書かれております。

それから、第6条のところに「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴」ということで、会派という言葉が使われております。

それから、第6条の第2項では、この裏面に書いてございますけど「別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」というふうになっております。この辺も、条例並びに骨子案を含めまして確認をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

どうでしょうか。非常に微妙な、この政務活動費に変わったことによる、今、副委員長からの話もございましたけど、その辺も含めて、伊勢市議会としてどうかという御議論をお願いしたいというふうに思いますけど。

個人に支給する、あるいは会派に支給して、一応、支給は会派ということでもいいという考え方、例えば所属議員が1人の場合も一応、会派というふうに伊勢の場合は認めておりますので、その辺も含めた形で検討をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど副委員長から御説明がありましたが、これは以前、各派代表者会議の中で、これどう扱うかっていうので話があったかと思っております。その当時、先ほど話があったように上位法が改正されまして政務調査費から政務活動費に変わったという段階では、いろんな取り扱いができるというところを各派に以前、諮られたことがあって、そのときに、範囲を絞りましょうという部分の意見が多くて、そういうふうになっていったというのが現状だと思ってるんですが、もしあったら、そのときに各派におられた方は多分ここには

いないと思いますので、その状況等が事務局でわかれば御説明願えたらなというふうに思っていますけど。

◎工村一三委員長

わかりますか。

事務局次長。

●杉原議会事務局次長

はっきりした資料は持ってないのですが、以前、各派代表者会議で、野崎議員のほうから、今回の地方自治法の一部改正で、先ほど言われた経費を充てることのできる範囲が拡大されたが、法第100条第14項ではその議会の議員の調査研究に資するためとなっており、あくまでも交付金を使うのは議員個人ではないのか、その趣旨からすると政務活動費の使途を会派とするのは法の趣旨に反しているのではないかというふうな御質問いただきまして、このとき、事務局としまして、全国市議会議長会へ確認をしましたところ、昭和31年の地方自治法の改正の中で、議会の会派に対して交付金を交付することを最初決めた経緯があると、その上で平成12年の地方自治法の一部改正で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」とされました。

政務調査費の交付対象を会派のみならず議員にもとしたのは、政党政治が主流の国会と違い、地方議会は無所属議員が多い実態を考慮したものであると思われる。また、交付の対象は条例で定めることとなっており、会派に交付するか議員に交付するかは当該地方公共団体が条例で決定することであるため、当議会が交付対象を条例で決定している以上、法の趣旨に反するものではないというふうな御回答いただいております。

◎工村一三委員長

まあ、各地方自治体で条例で定めなさいということですね。

辻委員。

○辻 孝記委員

そうなんですけど、野崎副委員長が各派でもかけられて、こういった答えがされたということですけども、この上位法が変わった段階での、その政務調査費から政務活動費に変わったときがあったんですけども、そのときの各派代表者会議というのは、そういった、事務局からも、こういうことができるようになりますよというような方向性があったんですけども、各派では、こういうふうに、ここでとどめましょうというふうなお話があったかというふうに私は記憶をしておるんですけども、そのこのところを聞いたかったなというふうには思っているんですけどね。資料はないみたいですね、今現在。

そういったことがあったので、そのこの議論を踏まえるのか、先ほど野崎副委員長からあったように変えていくのかということも含めて、これちょっと皆さんから御意見も聞きたいと思います。

◎工村一三委員長

この政務活動費になってから数年たっておりますので、実施して今現在に至っておるわけなんですけど、伊勢市議会として。

もし、それで、ここの結論がこういうことになるんだということになりましたら、また、ここでまとめまして各派のほうへ、議会改革特別委員会としては、この件につきましてもう一度、再度検討したんですけど、こういう結果になりましたので、もう一度各派で御議論願えませんかというふうな形を出せばいいと思いますので、その辺は率直な意見をいただいたらいいんじゃないかというふうに思います。

今までずーっと各派あるいは会派というのを非常に重んじてきました伊勢市議会だと思いますので、ここで意見がまとめれば各派代表者会議にほうに提案させていただくという

ことで御了承願いたいと思いますけど。これに関しまして、どうでしょうか。

ここで、この活動費の、第6条のところに、これでいくとかかってくるところがあるのではないかなというふうに思いますけど、ここは全部、会派という言葉が入っておりますので。

そうですね、まず、こちらの内容、第6条の内容を見ていただきまして、政務活動費を充てることができる経費の範囲ということで、個人の議員で、この調査研究あるいは研修費、広報費等について使用することについてどうかという議論を先にさせていただいたほうがいいかな。どうですかね。

どうでしょうか。

「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」ということを伊勢の条例で制定しております。

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほどもちょっとお話しましたけれども、これでいくとね、項目が広報費、まあ広報費はある程度わかりますけども、広聴とかですね、住民相談とかですね、そういったことも、住民相談に要する経費というふうにありますけども、実際にこれで、実際皆さんほとんどやられていることやと思いますけども、それを経費でみてくれというふうな申請が実際出てないのが現状だと思っています。これは各派でその辺が制限されたのかなというふうに思っているんですけども、例えば、本来であれば交通費であるガソリン代であったりとか、その辺も本来は認めるべきであるというための、このとおりの法改正のものだったんですね、これは。

それが各派の中で、そこまでやったらいかんやろ、という議論の中で止まったというのがありますので、その辺のところ、本当にちゃんと踏まえて出しておられるのか、白紙

に戻して、本来の法にのっとった形でやってこやという話なのか、各派を、その辺の無視をできないところも実際ありますので、その辺どうなのかなという疑問がちょっとありますし、実際使われ方としては、研修会とか視察研修であったりとか、そういう形にしか使われていないのが現状だというふうに思っておりますが、その辺、幅を持って支給されている部分というのは多分今はないのかなというふうに思ってますけど。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

辻委員のおっしゃるとおりというか、他の項目での支出が現状はほとんどないというような状況であれば、これはもう本当にただの視察研修費と変わらない状況でございますので、本来、状況としてはよくない形なのだと思います。

例えば、別表（第6条関係）の中の会議費という項目がございます。「会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換等各種会議への会派としての参加に要する経費」というような形でございます。

しかしながら、我々議員として、個人で伊勢市議会議員誰々様という形で会議に呼ばれることはあったとしても、会派として呼ばれることがあるのかというのを真剣に考えたときには、恐らくないんじゃないかなと思います。でも、それは立場としての市議会議員で呼ばれておるのであって、私個人、野崎隆太に来てくださいと言うのであれば野崎隆太さんという形で呼び出しがあるのだと思います。これは大きな違いだと思います。

現状であれば、本来の法改正の中では、議員として行くときにはこの会議費という中に、それはその、先ほどの近い距離のガソリン代を支給するかどうかという話ではなくて、例えば、東京に呼ばれたとき、どこどこに呼ばれたとき、立場として呼ばれたときどうするかというような形で法改正がされているにもかかわらず、ここも会派となっているのは、やっぱり現状に即してないというのが状況かなと思っておりますので、今回御提案をさせ

ていただいたのは、前の話を白紙にするかというような話があったんですけども、実際その前回の改正のときに、改正後もやはりいろんな形で、広義の意味で正しい形で使われていないと言うとあれですけど、やっぱり使用の幅が狭まってしまっているんで、それであれば、ここで一度見直して、議員の活動、議員としての活動の幅をもっと広げて、もっと仕事をしたらどうだというような意味で、今回は御提案をさせていただいておるという形で理解をしていただければと思います。

私は、本来この政務活動の中でやれることというのはもっと多くて、当然、広報なんかもどんどん出していったらいいと思っていますし、住民説明会なんかも、それこそ費用として計上してしまえば形に残りますので、形に残る形で開催してしまえばいいと思っています。

個人でしている方も当然いらっしゃいますけども、個人の講演会でやる分をこういう形でもっと公費を使って公にやっても全然かまわないと思いますので、もっと議員としての活動の幅を広げるためにぜひ御協議をこれからしていただければと思います。

◎工村一三委員長。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

議論がいろいろ錯綜しているような感じがするんですけども、まず一つは、その政務活動費御を議員個人に支給するのか、それとも会派として支給するのかという問題が一つまずあったと思うんです。

今、議論になっているのは、どういう範囲まで経費でみるかという問題だと思いますので、まずはその支給をどうするのかということですけど、まずそこら辺をはっきりさせる必要があるのではないかと思うんですが。

これ、議員及び会派という言い方になっているわけなんですけど、ただ政務活動費は会派宛てに支給されるという形になってますよね。

◎工村一三委員長

そうですね、今はね。

○楠木宏彦委員

だけれども、会派としての活動と言ったときに、その会派に属する議員全員とする活動なのかどうなのかということについては、ちょっとそれは、そうはいけないと思います。

例えば、私は小さい会派ですけれども、例えば5人ぐらいいる会派で、もちろん2人でもいいんですけれども、それぞれが専門あるいは得意とする領域があると思うんです。それで、私はこちらの研修会へ参加したいと、私はこの視察に行きたいというようなことがあると思うんで、それは別に会派の単位、会派が、全員が単位としてそういうところに行くということではなくても、個人で、会派の活動の一環として、Aという議員1人がここへ行きますよと、Bという議員はまた別の研修会に行きますよというようなこともありうると思うので、だからそれは会派の中で調整してもらって、この時期に例えばAという議員1人がどこどこに行くと、それを会派として認めるのかどうかと。それで、会派として申請をして、会派に対して活動費が支給されると。おそらくそういう形、実際に実態としてはそうだとするところもあると思うんですけれどもね。そういうふうに考えれば、別に議員個人に支給するというのではなくて、やはり支給の宛先としては会派という単位で考えるべきなのかなと思うんですけれども。

◎工村一三委員長

ちょっと今、議論が、先ほど楠木委員の指摘もありましたように、ちょっと分けて話を進めていきたいと思いますので、今、楠木さんから意見が出ました。個人に渡すべきなのか会派に支給すべきなのかというところを先にお話ししていただきたいというふうに思います。

福井委員。

○福井輝夫委員

今、現状、会派へということですね。私も、会派ということ、実際、会派に支給されても、その会派の中で、会派として受けるからには会派としてもこれを認めるということになるんですけども。それで、活動することは、例えば、何かへ、どこかへ講演に行くとか視察に行く場合でも、ほかの人は都合が悪くて一人だけしか行けないような場合もあるかと思えますね。

だから、実際使うのは一人かもしれませんが、会派として受けて一人でやるというのは全然問題ない話やと思えますので、だから、やっぱり会派としての窓口で私はいいんじゃないかなと。

いろんな、そういう支給について、実際、今現状は事務局のほうで管理はしていただいています。その中で、もう個人となってくると、バラバラになってくると、こんなことまで認めるのかみたいな感じがバンバン出て来るような気もするし、やはりそういう面では会派という大きな窓口の中で、それぞれの個人が使用する部分についてはいいんじゃないかなと。だから会派ということでもいいと思えます。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

先ほど来からお二人さん言われたように、私も会派のままでいいと思えます。この言われとる文章的にも特に、両方とも、各議員という立場でも使えるようになって思うし、また会派の中で、先ほど来から言われとるように、私はこういう活動をしたいたいんだという話その中の、会派の中で成立するんであれば、ここ10項目ですか、第6条の中でありませんですけども、このほかの、このような中身の部分で、会派の中でお互いが論議をする中で、これ使わせていただくという話をして、それが成立するんであれば使えるものだというふ

うに思うので、このままで、今までどおりの方向でいいんじゃないかなと私はそう思います。

◎工村一三委員長

会派支給ということですね。

辻委員。

○辻 孝記委員

支給はあくまで会派単位にされて、会派長の同意を得て、会派長の名前で今も出されていると思いますが、それが一番いいのかなというふうに私も思っておりますので、そこは勘違いされると困るところなんです、本来と言うか、会派に支給されて、会派長の了解を得た上で、個人が行こうと、二、三人のグループで行こうと、それはいいのかなというふうに思っておりますので、それは活動費の使い方としては、会派として使うという形をとられたら、それでいいのかなというふうに思っています。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

今、支給の話に限定をされておると思っておるんで支給の話しかしませんけれども、僕も支給は全くもって会派で問題がないと思っております。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時56分

再開 午後 2 時10分

◎工村一三委員長

休憩を解いて、再開いたします。

休憩前に話がありましたように、政務活動費の骨子の 1、2 のところにおきまして、議員及び会派はという趣旨の言葉が入っております。それで骨子の第 3 のところに「政務活動費に関しては別に条例で定めます。」ということで、資料 2 の伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）の趣旨、交付対象、それから、政務活動費を充てることのできる経費の範囲の条例のところには議員という言葉がございません。会派に対してという内容になっておりますので、ここに、もしこの骨子案をこれでいくということになりましたら、この条例のほうに「議員及び会派」という内容に変更しなければならないというふうに思いますが、このままの形でいくのか修正するのかということなので、その辺について御議論をお願いしたいと思います。非常に重要なところですので。

各派代表者会議のほうでまた、ここの結論が出たら諮っていただかないかというふうに思いますが、議会改革としてある程度統一的な見解を示したいというふうに思いますので、御意見がございましたらよろしくお願いします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

確認なんですけど、この骨子案のほうでは「議員及び会派」になっていると、これはこれで問題はないということじゃないんですか。

それで、今の話は、政務活動費の交付に関する条例の文言に「議員」という言葉を加えるべきだと、そういう話ですよ。

◎工村一三委員長

そうです。

○楠木宏彦委員

そういう意味では、やはり、新しいこの基本条例をこういう形にする以上は、当然この政務活動費の交付に関する条例についても、そこら辺の字句の修正は必要かと思えますけどね。

◎工村一三委員長

逆に、骨子のほうの「議員」をはずすということも考えられますので、まあ、いろんな形、パターンを考えていただきまして、議員個人ということも含めまして。

どうでしょうか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私が、先ほど来申し上げておりますとおり、先ほど楠木委員のほうからも、これが問題ないのならという話でしたけども、議会基本条例の骨子案のほうはそのまま置いておいて、政務活動費の条例のほうの別表（第6条関係）に、全て「議員及び会派」とつけ加えて、また支出の関連の項目を全て「議員及び会派」というような形で改めるべきではないかなと思っております。

先ほど来、申し上げておりますとおり、支給先は会派でも問題ないのかもしれませんが、やはり議員個人の活動もある程度カバーをするのが法改正の趣旨ですので、そのとおりに改正をしていただき、我々の政務活動をより広げるのがいいのではないかと思います。

◎工村一三委員長

第6条のほうをとということですね。

○野崎隆太副委員長

はい。

◎工村一三委員長

先ほど、条例のほうは1条、2条におきましては、議員のほうという解釈の考え方で副委員長、話があったというふうに思います。

どうでしょうか。あまり難しかったら、会派へ持って帰っていただきますか。

福井委員、いかがでしょうか。

○福井輝夫委員

私は、何と言うかな、議員ということにあまり重点を置き過ぎると、なんでもありみたいになってしまうような気がするのですね。やっぱり、会派へというほうがいいような気がしとるんですけどね。（「支給は会派ですか」と呼ぶ者あり）支給はね。それで、使用するのを、別に会派へ支給されて、それで、それを使うのが個人になったとしても、その個人が会派として報告すればいい話やもんで、特にそんなに不具合はないような気がするんですけどね。

◎工村一三委員長

会派として個人で使う場合も、幹事長の了承さえ得ればええということですか。

○福井輝夫委員

そう、そう。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

全くおっしゃるとおりだとは思いますが、それを実態に合わせて「議員及び会派により行われた」もしくは「議員及び会派が行う」というような形で実態に合わせて修正をしたらどうだというような、あくまでも議論という形で御理解いただければいいかなと。

今の現状がいかんではなくて、現状どおりに合わせたらどうかなってというような形で、御提案だという形で理解をいただければ非常にありがたいかなと思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私も、本来、副委員長言われる部分というのはよくわかりますので、議員及び会派が行う調査研究というふうに考えたほうがすっきりいくのかなというふうに思っています。

その2条のほうでは支給のことが書いてありますので、交付対象、要するに会派にすると書いてありますから、あくまでお金が出ていくのは会派であって、会派の中にいる議員がどういう活動をするか、それに対して、当然幹事長名になりますから、最終的には幹事長がオーケーしないといかんのやと思いますけども、それで現状に即したということであれば、そのように読み取れるようになればいいのかなというふうには思います。

ただ、僕が心配したのは、実際支払いのときの規定があるもので心配しとっただけなんです僕も。それだけです。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

副委員長言われる、いろんな活動をもっと議員としてしようということもよくわかりま

すし、そんなことで、例えば、市民の皆さんから見たときにそれがどう映るのかということもあると思うんですけど、いろんな意味で、財政のこと考えるととか、いろんな、例えば財政のことまで言い出すといかんのかもわかりません。でも、今運用しとる中で何か不具合があるのかというたら特にもないし、これは、法の趣旨がどうのこうのと言われる部分もよくわかりますけども、条例で定めたらその辺は法令がどうのこうのということに全く違法しとるわけでもないと思うんです。

ですので、私はこのままで全然オーケーやと、福井委員の言われたようにですね、そんなことも、縛ると言うたらおかしいですけども、ある程度、政務活動費を少しでもみんなで抑えていこうという気持ちも多分、皆さんどこかで働いておると思うんです。

そんなことから含めると、今のままのやり口の中でやっていけば、運用としても、やれやんこともないと思うし、全然問題ないように私は感じております。

◎工村一三委員長

そうしますと、条例をこのままにしておいて、骨子案のほうの「議員」という言葉を外す、その辺についてはどうでしょうか。

○上村和生委員

それでいいんじゃないですか。「会派」でいいんじゃないでしょうか。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

政務活動費に関する根本的な考え方が、申しわけないけど違うと思います。これは別に支出を抑えようというような活動ではなくて、政務活動費を使ってより効果的に活動をしなさいということで、むしろ、よりこれを使って多くの議員活動をして、多くのいい影響

を与えろという形で費用をいただいておりますので、これを何とかして抑えようという、そんな議論はそもそも全く僕は間違いやと思います。

これを無駄遣いして、例えば要らない物を買おうとか、余分な文房具を買おうとかいうような話であれば話は別ですけど、そうでなくて、この金をより多くの人に効果的に使うために、どうやって活動の幅を広げるか、どうやって議員活動を一つでも広げるかという議論をしてる中で、今のままでも問題がないとかそういう話でなくて、これを変えることによって、もっと我々の議員活動が広範囲にできるんだというような形で議論をするのが正しい道だと思います。その中で、さっきみたいな節約しようみたいな話はそもそも趣旨が違うと思います。

◎工村一三委員長

上村委員、よろしいですか。

○上村和生委員

結構です。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

基本条例案としては、この「議員及び会派」という形でいいと思いますし、政務活動費の交付に関する条例に関しましては、交付先としては会派であると、だけでも第6条のほうの、政務活動費を充てることができる経費の範囲というところの「会派が」というこの部分は「議員及び会派」というふうに、おそらく、そういうことになるんだろうと思うんですけれども。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私も、先ほど言われたように、「議員及び会派」という形にされたほうがいいかと思えます。これが、例えば、「議員」が入ると問題があるんだというのがあれば、反対にそれを指摘してもらったほうがいいのかなというふうに思いますね。

◎工村一三委員長

そうしますと、3対2ということで、今、「議員及び会派」と、第6条のほうを「議員」という言葉を追加していくという委員さんのほうが多いですけど、いかがでしょうかね。

辻委員。

○辻 孝記委員

事務局としては、その辺はどういうふうに考えてみえます。少し意見だけ聞かせてください。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

はっきりと調べたわけではないですけど、私ども思ってますのは、第1条で「会派に対して政務活動費を交付する」と、第2条でも「会派に対して交付する」ということになっています。この「会派」ということになっていますので、それを受けて第6条が「会派が行う」というふうになっておいて、別表は第6条の別表ですので、主語が「会派」という

ふうになっておりますので、これらは連動しとるものと考えておりますので、支給対象が会派である限り「会派が行う活動」というふうな解釈をしております。

ちょっと、この辺につきましては改めてまた時間をいただきたいと思います。事務局の考えとしては、今そういう考え方でおります。

したがいまして、骨子のほうにつきましても、「議員及び会派」というのは、今の条例のままでいきますと「会派は」ということで、「議員及び」を削るというふうな考え方でおります。以上でございます。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

今さっき、最後に言われた、骨子案のほうの「議員及び会派」という部分を「会派」に絞るというふうなお話があったので、そこのところを考えますと、ちょっと活動範囲が、先ほど副委員長が言われとったように幅が狭まってしまう部分があるかというふうには思います。解釈の仕方ではと思いますけどもね。

だけど、やっぱり、誰が見ても大丈夫なようにしておかないかんのは事実だと思っておりますので、そういった部分では、本当言うたら「議員及び会派」という形の、一議員が勝手に使うということではないというふうに思っておりますので、あくまで会派の責任において支払いをする格好になりますから、そうなっていますよね名目上はね。実際は事務局のほうにお任せしてる部分が多いですけども、実質は会派から支給されているというふうになっているはずなので、それを考えると現状のままだでもいいんですけども、一人が行動しているときに、会派で動いてへんやないかというふうなことになると思うので、見た目がですね、だから「議員及び会派」にしてはどうかという、多分、副委員長の考え方だと思っておりますので、それはひとつ僕もそのほうがすっきりした、市民から見てもいいのかなというふうには思っているんですけどね。

◎工村一三委員長

そうですね、いろんな意見が出されましたけど、非常に大事なところですので、この件に関しましては、次、結論出したいと思いますので、ちょっと一回、皆様、帰られまして、会派の皆様またほかの議員さんとも一度ちょっと相談していただいて、次、結論を出したいと思いますので、意見をまとめて、多分また一緒のような形になるかもわかりませんが、できましたら一つの方向性を示したい、ちょうど均衡しておりますので、その辺も含めて、あまり持ち帰りしたくないんですけど、事務局でちょっと調べていただきたいこともございますので、今回はこの程度にしておいて、次回、優先的にこの内容を詰めていきたいというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

よろしいですかね。では、次回、優先的にこの話を詰めさせていただきますので、一回、会派へ持ち帰っていただく、また、いろんな議員さんとお話をしていただきまして、次の会議に考え方を持って来ていただきますよう、よろしくをお願いします。

次、「20議会事務局」についてということですが、1時間半ぐらいたってききましたので、「20議会事務局」それから「21議会図書室」につきましては、次回へ回させていただきますというふうに思います。

それで、事項書の2番目の「追加検討項目（A及びC）について」、これを議題としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、「③請願に対する本会議場質疑の実施」

(「よろしいですか」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、上村委員。

○上村和生委員

ここに議題を挙げていただけてますやんか、1の中で4項目。もうこれ論議、きょうはしないということなんですか。

◎工村一三委員長

いや、もし皆さんよかったですけど。

上村委員。

○上村和生委員

よくわからないけど、これ条例をきっちりつくっていこうと、9月までにというて、皆さん、これが意思統一されたものやと思うんですけど、その辺、やっぱり、きちきちとその都度論議して決めていくべきやと私は思うんですけども、その辺どうでしょうか。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、皆さん。

○上村和生委員

私はそう思ってますが。

◎工村一三委員長

もしあれでしたら、引き続き「20議会事務局」について話をしたいと思います。それから「21議会図書室」についてもお話を進めていきたいと思いますが、まあ皆さんの御都合で決めていきたいと思いますので、いかがでしょうか。

（「全部、進めていったほうが良いと思います」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

進めていったほうがよろしいですか。わかりました。ほかの方もよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

それでは、申しわけございません、また元へ戻りまして、次に「20議会事務局」について御協議を願いたいと思います。

この項目は、具体的検討項目に挙げております「事務局体制の強化・充実」とも関連するものでございます。前の議会改革特別委員会では、議会の機能を発揮していくために、議員と議会事務局はそれぞれの役割を認識し、能力の向上を図っていく必要があること、それから、議会事務局の補佐機能、専門性の充実を図るため、調査、企画、法務の専門的知識・能力を有する職員の配置が必要であり、人事異動に関する市長との調整、また、市全体の人材育成などに取り組むこと、それから、議員がみずから行うべきものは議員が行うべきとの考えから、委員会の視察報告書の作成、政務調査費の管理等について段階的に業務分担の整理を進めることが確認されております。

これまでの確認事項についても御理解をいただき、「事務局体制の強化・充実」という観点から、骨子案の修正など御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

資料1の7ページにございます。

骨子としましては、「議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとします。」と。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

主語が議長になっているんだけど、ほかのいろいろな市の条例を見ると「議会は」となっていますよね。一つは議長か。どちらがふさわしいのかなと。（「任命権が」と呼ぶ者あり）ああ、そうか、なるほど。

◎工村一三委員長。

辻委員。

○辻 孝記委員

このままで、基本的にはいいと思っています。ただ本当に、我々が、議員のほうで事務局をもっと使わないかるところがあると思いますので、目線は変えるべきやと思います。

ただ、この骨子は全然問題ないと思っていますので、よろしくお願いします。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

この骨子自体この文言で僕は問題がないかなと思うんですけど、一つ考えやないかんの、この骨子が出てきたりこの確認事項というのが出てきてからも事務局機能の体制が強化されたということは正直言うと今まではなくて、どちらかと言うと事務局機能が弱まるとすることで、議会側からたびたび、何で人が減ったんだとかいうような話があがってきておるとい現状は少し考えなきゃいけないかなと思います。そういう現状がございしますので、よそはもう少し具体的にその手法を書いたりだとかいうような形で考えておられるんだと思います。

骨子ということであれば、僕もこのままで問題ないかなと思いますけど、その辺は少し念頭に置いていただければなと思います。

僕から言うのもあれですけど、中山議長はこの事務局の体制について以前からいろんなことをおっしゃっていただいておりますので、個人的には十分期待をしておるんですけども、まあ、過去は今まで事務局機能が弱まってきたというような経緯だけは少し頭に入れて、このまま御議論を進めていただければなと思います。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

この骨子案自体、いままでの内容で特に問題はないと思います。

◎工村一三委員長

この骨子案で。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

私も、「これまでに確認された事項等」と書いてあるところ、この中身が非常に重要なことなので、そういうことを含み込んでこの2行に集約されていると思いますので、これでいいのだと思います。

◎工村一三委員長

上村委員、よろしいですか。

○上村和生委員

結構です。

◎工村一三委員長

それでは、皆さん、この骨子案で修正なしという御意見がございましたので、この骨子案どおりにするというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に「21議会図書室」について御協議願ひます。

議会図書室の管理、運営については、別に伊勢市議会図書室規程により定めております。資料にも一部掲載しておりますので御参考にしていただきたいと思ひます。

議会図書室について、骨子案に不足している点、修正点など御意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

10ページですね。「議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとします。」参考として、地方自治法第100条第19項、伊勢市議会図書室規程（抜粋）、保管図書等、第2条の内容をそこに提示させていただいております。「議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとします。」

他の議会の、会津若松、大津、流山市議会等、参考に付けてありますので御参照ください。

何か、御意見ありましたら。

これでよろしいでしょうか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

もし、一つつけ加えるのであればですけど、ぜひつけ加えていただきたいと思ひますけど、12ページか、流山市議会が、図書室の管理規程というのが、「定めるものとする」というような形でここに一文があるんですけど、例えば、よその、さっきの政務活動費であれば「条例で定めるものとする」と書いてあって、さっきの定例会なんかでも「別で定めるものとする」というような形で書いてございますので、ここに一文その規程のほうを書いておけば、何か変更があったときにも全て規程の中で対処ができるかと思ひますんで、

ここに、この流山市議会と同様に、別で、「伊勢市議会図書室管理規程に定めるものとする」というような形で記載をしておくほうが、ほかとも整合性がとれていいんじゃないかと思います。

◎工村一三委員長

2項に、流山市議会基本条例と同様に、「議会図書室の管理については、伊勢市議会図書室管理規程に定めるものとする」という項目をこの骨子の2項に追加してはどうかという意見がございましたけど、いかがいたしましょうか。

実際、この規程が伊勢にもございますので。特に、事務局として、これを入れることに対して問題ありませんでしょうか。

事務局。

●山口調査係長

今、言っていたとおり、入れてもらうことに関しましては、現在も管理規程はございますので、特に問題はないと思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、委員の皆さん。

福井委員。

○福井輝夫委員

この場合、流山市議会図書室管理規程と書いてあるけど、伊勢市の場合は、単なる図書室規程ということなんかな。

◎工村一三委員長

名前が違うということですね。

○福井輝夫委員

統一したらいいかとは思いますが。

◎工村一三委員長

ほか、ございませんでしょうか。

辻委員、よろしいでしょうか。

○辻 孝記委員

はい。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

図書室規程のほうには、これ第2条に、「市議会の議員の調査研究に資するため」という目的が書いてあるわけですね。そのために、こういったものとする、その管理のことを書いてあるわけですが、この、今ここに出ております条例案の骨子の中では、その目的のようなことが書いてないので、ちょっとその辺がどうなんかなと思ったんですが、こちらに書いてあるからまあいいかと思ったんです。

それで、だから、これ、別に特に管理規程というよりも、この図書室規程ということなので、これはそのままの名称で、先ほど副委員長が言われたような形で入れておけばいいんじゃないかなと思います。

それでなんですけれども、「市議会の会議を記録したビデオテープ及びビデオディスク」というふうにはここにはあるんですけれども、おそらくこれ、媒体はこれからいろいろ変わってくると思いますので、これ、テープとディスクに限らず、例えばビデオ媒体と

か別の表現でいったほうが、最近カードなんかもありますし、またもっと別のUSBなんかもありますから、そこら辺も含めた形になっていく可能性もありますので、そういった今後のことも含めて、もう少し広く、ビデオ媒体とか、あるいはオーディオはどうかというようなことも感じたりもするんですけど、どうなんですか。オーディオは今ないんですか。ビデオだけですか。

◎工村一三委員長

事務局、この辺につきまして、この規程を変更するということに関しましては、なにか考え方があれば。

事務局。

●山口調査係長

今、議員仰せられたとおりでございまして、内容に関しましては見直す必要があると考えております。必要なタイミングで検討させてもらいたいと思います。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

流山市の方法で管理規程を次の項に置くということなんですけども、今、流山のほかの条例を見ておりますと引用する条例名等を全部入れております。先ほど、政務活動費のところ、うちの場合は「別に条例で定めます」というふうな形をとりましたので、その辺全体のバランスで、後でちょっと考慮させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。間違いではございませんが、お願いします。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

副委員長から提案がございましたように、「21議会図書室」に関しまして、2項で規程を入れると、伊勢市議会図書室規程をここへ追加するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、「21議会図書室」につきましては、2項を設けるということで修正をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、骨子に関しましては本日この程度にいたしまして、追加検討項目に移らせていただきたいと思います。

【2 追加検討項目（A及びC）について】

◎工村一三委員長

まず、「③請願に対する本会議場質疑の実施」について御協議を願ひます。

具体的な実施方法等について、副委員長のほうから説明をお願ひしたいと思います。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

提案者ですので御説明をさせていただきたいと思ひます。

現状、請願にですね、質問をしようとした方は御存じかと思ひますけれども、現在の伊勢市議会においては請願に対する質問の場というのは委員会しかございません。これは各会派、それぞれ3名以上の会派はですね、いわゆる交渉会派といわれる会派であれば全ての委員会に自分の会派の者を所属させることはできるんですけれども、本来であれば、全ての会派もしくは全ての議員が、その請願に対する質問があればきちっと質問ができる

ような形を規定をしておく、整備をしておく必要があるのではないかなと私は以前から思っております。

過去さかのぼって、私が質問をしようとして、質問のタイミングというのはどこにあるのかというような形で事務局に聞いたときに、これが、ある意味では発覚したというか、質問ができないことがわかったのでございますけれども、やっぱりこれは、議会の今の議事というか、正しい議論の中におけます整備の不備というか、の一つだと思いますので、やはり、議論をより深くしていくため、議会として正しい結論を出すための議会でございますので、質問の場をふやすことには私は別に問題は特段ないかと思うんですけども、本会議場しかないのであれば、本会議場で請願が提出されたときに、一言、議長に諮っていただく形で、質問はございますかというような形で言っていただいて、質問ができる場所、質疑ができる場所を設けていただければいいんじゃないかなと思って提案をさせていただいた次第でございます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

現状、本会議場に、初日の日に請願上程しまして、請願の紹介議員から説明をいただき、その後、常任委員会へ審査付託しております。

伊勢市議会では、本議会における質疑は行っていませんが、他の市議会では、本会議において、紹介議員に対する質疑の機会を与えている、設けている市議会も、東松山市みたいにあるということでございます。

当議会といたしまして、この件につきましていかがいたしましょうか。皆様の、請願に対する本会議場質疑の実施について、御協議をお願いしたいと思います。意見がございましたらお願いします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

委員会の質疑というのは、ビデオで流されてないということもありますので、やはり市民の皆さん方がこういう議論を耳にすることができるという意味では、やはり本会議場での質疑は必要なのかなと思います。

◎工村一三委員長

ほか、御意見ありましたら。

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど副委員長が言われた、そのタイミングがないということなので、これは、今現状、そこ、もうちょっと事務局のほうで、議事日程、きょうも議運があって配られておりますけれども、どういうタイミングになるのか、ひとつ教えてもらえませんか。現実には、ないという話だったんですけど、もしするとしたら。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

タイミングというのは日程の問題ではなくてですね、今は、請願が読み上げられましたら、請願の紹介が終わった段階で、議長より委員会にそのまま付託されるような形で議事が進行されていると思います。

他の議案であれば、提案された議案に対して質疑はございますかという一言があるんですけども、現状の請願はその流れになっておりませんので、質疑のタイミングがないというのは、質疑をする場所そのものが存在をしないと言えよろしいですかね。なので、日程の問題とは違います。意見書であれば、提出されたときに質疑、私もしたことありますけども、意見書の提出者に対して質疑ができるんですけども、請願は、現状、提出者に

対しての質疑が本会議場ではない。タイミングというか場所そのものが存在してないと言えよよろしいですかね。そういう現状でございます。問題にしているのはそこです。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。ほかの委員さん。辻委員でも結構ですけど。

この件に関しまして。

辻委員。

○辻 孝記委員

副委員長言われたように、場所がないということなので、もしするとなったときですけども、一言あればいいんやという話だったんですが、例えば本会議ですと、初日に請願が提案されるというふうになりますけれども、どの段階で、例えば質疑をすとかという話になるんでしょうか、副委員長、意見としては。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私としては、そのタイミングが適切ではないかと。提案をして、委員付託の前に諮っていただくのが適切だと思っております。

◎工村一三委員長

上村委員、どうでしょうか。あなたのところも請願多いですから。

楠木委員から、常任委員会ではアイティービーが入っていないので、市民の皆様にはこのやりとりがわからないということで、本会議で質疑をという話でございます。ほかの委員さんにつきましてはいかがでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

先ほど副委員長言われたように、実際に質問をする場がなかったというようなことがあったとなれば、やはり1人会派であっても、1人のところ、単独のところであっても、やはりそういう一議員として疑問やら不明な点は聞く必要はあると思いますので、やっぱり本議場でもそういう場を設けたほうがいいかと思います。

◎工村一三委員長

上村委員、どうでしょうか。

○上村和生委員

微妙なところですけども、伊勢市議会として常任委員会制をとっとるわけですよ。そこを重きを置きながらやっとならということと、また個人の、そこへ所属できない議員さんの意見と、微妙なところがあるとは思いますが。

常任委員会を重きを置くということからするとどうなのかなとも思うし、また反対に、その人の声ということもあるし、ちょっと今の段階で、今ちょっと決まってません、すいません。

◎工村一三委員長

請願者の方も、いいふうに思えば、本会議場で皆さんの前でお話しできるということもありますし、その辺も含めてですけど、一回会派で。（「紹介議員」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、紹介議員です。

一度、会派でお話ししてもらいますか。

福井委員。

○福井輝夫委員

紹介議員に質問をするということで、やることで何か不具合があるかないかということになってくるんですけど。委員会に諮る前ということで何か問題があるかどうかということになってはおるんですけどね、これから委員会でいろんな細かく練っていこうという中で、その前に紹介議員に聞くということなんですけど、そこですごいやりとりがある、問題になるようなことがあればちょっと問題が起こるかもしれないんですけども、その辺で、まあ、そこで質問することについて、一通りの不明な点とかわからん部分について質問するような部分やったらいいと思うんですけどね。そこについて、ものすごく深くやりとりして、ああでもないこうでもないとなってくると問題が起こると思うんですけど、そういう、趣旨やら訴えたいことやら、そういうものを聞くのであればね、本会議場でやって問題ないと思うんですわ。

それをどこまでするかについて決めるかどうかということもおかしなものですけども、そやけどまあ、そこで、やりとりは別にして、その質問する人がその請願に対して反対の意見を持つとした場合でも、自分としてはこれは反対だということと言うのは別に悪いことではないと思うので。

だから、紹介議員に対していろんな質問をする、それで紹介議員がわかる範囲で答えるというのは本会議場ではいいと思います。

◎工村一三委員長

あと、そうですね。

議長。

○中山裕司議長

議長としてここに座らせてもうとるけども、発言していいんかどうかというのがな。

◎工村一三委員長

議長、よろしく申し上げます。

○中山裕司議長

いやいや。ちょっと、皆さん方の考える次元が違うと思う、私はな。

これは、請願も当局のいわゆる議案も一緒だと思うんですよ。やっぱり、出されたときに、各委員会に付託されるという前に本会議で全部質疑を受けるわけでしょう。請願も私は同じ考え方でいいと思うんですよ。だから、出てきて、その請願に対する紹介議員というものは、請願の趣旨を十分自分が理解して初めて紹介議員になるわけですから、言うてみたら、請願人と同じ立場でということですから、そういうことに対してよう答弁できなかったら、私は紹介議員になる資格はないと思うんですよ。

だから、やっぱり請願主旨を、内容をきちっと自分なりに、請願者と同じ立場で理解をする。だから、どんな質問が出てきても答えなきゃならんと、答える義務があるわけですよ、また。

だから、一旦出てきたときには、当然今の話やないけども、委員会付託される前に、本会議で意見があるかないかということは問うてしかるべきなんですよ、これは。そして、あれば、そこでやる。

だから、その請願の内容にして、明らかに議員としての常識を超えたね、そういう請願に対する罵倒をしたり、批判したり、どうのこうのというような発言は厳にこれは慎まなければならないし、私は議長としてあるかぎり、もしそういう紹介議員に対する質問が出たら当然、制止しますよ、それは。そやけど、きちっとした正当な議論、請願者に対する意見として述べるとするならば、私はやっぱりそれは認めていかないかん、当然認めるべきなんですよ。

そんな認めるべきものをここでどうのこうのというて議論しとること自身が全くナンセンスやということを私は思うので、ましてや楠木委員のように、委員会は放映がされておらんから、本会議は放映がされとるからするというような、そういう単純な発想というのは、ちょっと今いかなものかと思うんですよ、これは。そういうことが、放映されとる

うがされとるまいが、やっぱりそういうようなことで、きちっとやるべきやと。だから、本会議でそういうようなものは、当然、紹介議員に対する、議員としての、これは発言権というのは最大限に保証されなきゃならんわけですよ、議員は。だから、最大限に議員の発言は尊重されるということであるならば、そういうようなことがやっぱり、いろんなことがあると思いますけども、発言を認めていくと。

先ほど言うたように、くどいようだけれども、しょうもない批判をしたり誹謗中傷するような発言は、これは厳に議員として慎まなければならんという、この原則はやっぱりきちっと、我々は常識をもってそういうふうな質問をするということですから、これはもう各議員がおのずからそういうようなことの良識をもって議会で臨んでおるわけですから、その限りにおいては、それはいいんじゃないですかと思うけど、さっきから聞いておると、全く言うところ次元が違うので、これは当然、今の話やないけれども、私は議長をさせていただいておる間は認めます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

今、議長から貴重な意見をいただきましたけど、どうでしょうか。そういうことで。「採決とったらいかがですか」と呼ぶ者あり）採決とりますか。採決でよろしいですか。辻委員。

○辻 孝記委員

ごもっともなお話だと思っております、ただタイミングの問題だけだと思っております。これ、例えば、今回の場合でしたら初日に提案されてきますが、ほかの議案に関しましては、当然、精読の期間を設けてという形になりますので、一週間後の本会議において質疑等はされるというふうな形になっております。

提案されたその時に全部質問せえというのは、なかなかどうかなというふうなことは思いますので、一応、議案としては配付されているのかな、全部な、請願も。

○中山裕司議長

タイミングというのは、今の話やないけど、あれやないですか、請願趣旨を説明するんですよ。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時01分

再開 午後 3 時09分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

本会議場で請願紹介議員からの説明の後、本会議場での質疑の実施については決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、本件につきまして、議会運営に関することでございますので、本特別委員会からの提案としまして、議会運営委員会での御協議をお願いしたいと思います。

次に、「④議会ごとの質問者・質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表」について御協議願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時10分

再開 午後 3 時10分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

提案された方からの提案趣旨、よろしくお願いします。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

この提案も私がしましたので、端的に説明をさせていただきたいと思います。

市民の方からいろんな問い合わせが事務局には日ごろあるかと思うんですけども、この質問者であったり質問内容とか、もしくは質問の回数なんかが一覧でわかるようにしておいたほうがいいんじゃないかというような形での提案の一つでございました。と申しますのも、やっぱり議会をどうやって活発にしていくかというのが、我々の役目の、この委員会の役目の一つだと僕は思っております。

その中で、やっぱり、市民の方から、あの人はどんな質問をしとる、この人はどんな質問をしとるとというのが、なるべくわかるような形で公表、公表というか実際議事録は公開されておりますので、それをまとめるだけなんですけども、そのような形で皆さんにわかりやすく一目でわかるような形をとったほうがいいんじゃないかと。

あとは、やっぱり市民の方から言われるのは、4年間で1回でもしゃべったんかと言われるような方も、正直言うといらっしゃいます。そういう方が出てきたときに、市民からそういう形で見られておると、問題意識を議会の中でも少し共有していただければなという思いであげさせていただいたんですけど、まあそんなに難しいような議論ではなくて、少しわかるような形でとっていったらどうかなというような提案と、それも、今すぐ何かをしてくれとかシステムをつくってくれというような話ではなくて、そういう形でなるべく質問を皆さんするようにというような意識啓発でやってはどうかというような、まあ各会派でしていただいても当然結構なんですけども、そのような形を検討してはどうかというような話でございます。

◎工村一三委員長

まあ、ホームページ等に掲載するような形だけでもいいと思いますけど、いかがでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

私はですね、これ、例えば、本会議場だけを想定しておるのか、それとも委員会も想定しておるのか、それは全然わからないんですが、こういう部分で労力を使うよりも、広報広聴委員会のほうで早々にインターネット配信ですね、動画の配信、そちらのほうでやれば、誰がいつどんな質問をしとるかすぐわかってくるわけやし、それで、市民として、この人が気になるのやったら、それを、インターネット配信なんか一覧表になってますから、A議員はいつ何どきどんな質問をしたとなってますから、すぐわかるわけやから、だから、わざわざこんなことをする必要はないと私は思っています。

◎工村一三委員長

ほかの委員、どうですか。

上村委員。

○上村和生委員

やればいいと思うんですけど、やり口については今ここで話をしておっても多分論議のあれになると思うんで、やっていこうという方向性だけ決めればいいんじゃないかなと。実際、今でもやられておると思うんやで、やり口をもう少し変えようとか、そういう話になるのかどうなんかよくわかりませんが、広報広聴委員会もというような話もあるわけなんで、そんなところでも論議いただければいいんじゃないかなと思いますけど。

◎工村一三委員長

わかりました。どうですか、それで。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この方向はいいと思います。ただ、本会議質問はわりとわかりやすいといいますかね、カウントもしやすいしテーマもわかりやすいんだけど、委員会での質疑というのは非常にこれ難しいところがあると思いますが、そこら辺の技術的な問題をどうクリアするかなということにはちょっと感じるんですが、大まかにはやはり議会の中でどのような発言をしてきているのかというようなことについて公表するというのは、これを一覧のような形で公表するのは適切なのではないかなという気がしますけれども。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私も、公表するのは別に問題ないと思っていますけれども、本当にどうやってやるのか、手法ですね、問題は、だと思っていますので、その辺だけ明確になればいいかと思っています。

◎工村一三委員長

まあ、広報広聴委員会もあるので、そちらのほうでまたどのような意見になるかもわかりませんが、そちらのほうに関連する内容的なことが多いと思いますので、そちらのほうへ、また一回、もし広報広聴委員会が設立されるようであれば委員長のほうにお話していきたいというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

先ほどと一緒になんですけど、例えば、一覧表ですぐわかるようにという、誰が何回やったかとかいうこと、これが何を目的としておるのか、そういうことになってくるわけですけど、まあ例えば、同僚議員である人はしてへんやろというのを言いたいのかということになってきますよね。そこまではする必要は私はないと思います。それを知りたいのであれば、その知りたい人が調べればわかるようにしておけばいい話で、広報にも誰がどんな質問をしたか皆書いてあるわけやし、それをわざわざ一覧表にまとめる必要はさらさらないと私は思います。

それで、先ほど言った広報広聴委員会、流れとして議会改革特別委員会としてはそういう、何と言うかな、インターネット配信、それを強く進めてほしいという意見を出していただければそれでいいかなと私はそう思うんですけどね。これとは項目が違うかもわかりませんが、流れとしてはね、私はそう思います。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。今、福井委員から話がありましたとおりの。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、広報広聴委員会のほうには、もし設置するということになりましたら、私のほうからお願いをしておきますので、よろしく願いいたします。

本件につきましてはこれで終わります。

【3 次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

それでは、事項書3の「次回の会議のこと」でございますが、いかがいたしましょうか。

日程は、3月の。

辻委員。

○辻 孝記委員

きょうの項目にはありませんけれども、本日午前中に議会運営委員会が開かれまして、その中で、質疑・一般質問における課題についてというふうな書類が配付されておられるんですが、この辺のところをちょっと御説明を願いたいんですけども。なにかこう、特別委員会のほうで確認された事項だというふうな形に聞こえたんですけども、この辺はどうなっておられるのか、お聞きしたいんですけども。

◎工村一三委員長

お話を聞きまして、少しこの文書を見させていただきました。

上のこの括弧で囲ってあるところに関しましては、質疑・一般質問の発言通告のあり方について、議会改革特別委員会での確認事項、この2件については議会改革特別委員会での確認をしております。その下の課題の項に関しましては、議会改革としては確認をしている項目ではありません。議会運営委員会の委員長から、質疑・一般質問における課題ということで、こういうことを提案されたというふうにお聞きは、後でいたしましたけど、議会運営委員会に出ている会派の方、私どもの会派から出ている委員から、議運の委員長の考えられた課題だということで提案されたというふう聞いております。

辻委員。

○辻 孝記委員

この課題、7点挙げてもらっていますけれども、ちょっと、まあ1番とかその辺は、こんなことはあつてはいけないなということはよくわかります。それから2番。

(「発言の途中やけども」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

議長。

○中山裕司議長

そんなこと、ここでやったところで答出てけえへんやないか。だから直接、それやったら議運の委員長に聞かないかんわさ。議運の委員長の提案なんやで。そうでしょ。あなた答えられるか。

◎工村一三委員長

いや、答えられません。

○中山裕司議長

答えられへんやろ。そんなこと言うたところでいかんわさ。

だから今の話、それやったら議運の委員長に直接聞いて、自分が納得するようにしたらええやないか。こんなん、ここで言うたところで答出えへんやないか。出ますか。あなた答えられるか。答えられへんやろ。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時20分

再開 午後 3 時25分

◎工村一三委員長

事項書3の「次回の会議のこと」ですけど、3月25日金曜日10時からということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

この辺に関するこゝで、ちよつとよろしいですか、会議のことについて。

このスケジュールを見させてもらいますと、月1回のスケジュールにはなつてゐるんですが、この本会議のない月は、月2回ずつぐらいやつて、どんどん進めていつたらどうかと私は思ふものですから、やっぱり、月1回というのじゃなくて、できるときは月2回というふう提案したいんですけどいかがでしょうか。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

今まで月1回のペースでおりましたんですけど、極力、この日程、今後のスケジュールをここにあげてございますけど、これを見て、前々回もこの前もですね、日程的にはちよつときついんじゃないかという話が出まして、議会事務局と調整しながら、できるだけ月2回できるように努力をしておりますので、ただ今度3月の定例会がありますので、申しわけないですけど3月だけはちよつと議会が終つてからということでも御了承願ひたいというふうにおもひます。

福井委員。

○福井輝夫委員

先ほど、私どもも定例会のときは日程が限られてきますので、定例会のときは1回でいいと思ふんですよ。定例会のないときはということでもちよつと言わせていただいておりますので、そういうことでも検討いただけましたら。

◎工村一三委員長

極力、月2回ということを目指してやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3月25日金曜日10時から、協議内容としましては、「平成28年3月定例会の振り返り」、それから「議会基本条例骨子案について」、「議会図書室」まで終わりましたので、「他の条例との関係」、それから「見直し手続き」等を再確認していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

それから、「追加検討項目（A及びC）」の続きをよろしくお願ひします。

それを中心に、また会議を開きたいと思ひますので、協議をいたしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時28分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

「予算・決算審査のあり方」についても、この協議内容に入れていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上、本日の会議を閉じたいと思ひます。先ほどお話ししました次回の協議内容、以上、3月25日ということで決定させてもらって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

異議なしと認めます。そのように決定しました。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会します。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願いします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 3 時29分

傍聴の議員（なし）

上記署名する。

平成28年 2 月15日

委 員 長

委 員

委 員